

# 共同利用・共同研究資料の利用規程

1. 共同利用・共同研究に供する液浸生物標本・データベース・画像アーカイブなど(以下、資料)は、研究・教育目的での使用に限りセンター長が認めた者に利用許可を認める。
2. 資料の利用を希望する者は、「共同利用・共同研究資料の利用申請書(様式 CR-6)」の原本を共同利用・共同研究拠点担当(kyodo-riyo[@]ecology.kyoto-u.ac.jp)に提出すること。
3. 所属機関が研究代表者とは異なる参加者が、京都大学生態研究センターの資料を利用する場合、利用までに該当者の所属機関の承諾書(「共同研究承諾書(様式 CR-3)」)の原本を共同利用・共同研究拠点担当に提出すること。
4. 資料の貸出期間は最大1年間とする。貸出期間の延長を希望する場合は、あらためて上記2. に従って申請を行うこと。  
延長が許可された場合でも、一旦資料の返却を求めることがある。
5. 資料は利用方法に応じて、利用数・頻度を制限することがある。
6. 資料の破損、変質、紛失が生じた場合はすみやかに標本委員会担当者に連絡すること。
7. 資料の転用、転載、転貸は行わないこと。
8. 知的財産権、および研究終了後の報告書の提出については、「共同研究公募要領」に従うこと。
9. 資料を用いた研究・教育活動に基づく成果物等に京都大学生態学研究センターの共同利用・共同研究資料を利用したことを明記し、その印刷物等を京都大学生態学研究センターを共同利用・共同研究拠点担当(kyodo-riyo[@]ecology.kyoto-u.ac.jp)あてに1部送付すること。
10. 資料の内、画像アーカイブの使用に関しては「画像アーカイブ利用時の付帯条件」を遵守すること。

## 附則

---

この規定は、平成23年4月26日から実施する。

© Center for Ecological Research, Kyoto University.